

## 調査の背景

- 近年、大規模な災害の発生により、被災者の居住環境が損なわれる事態が度々発生しており、**必要な応急仮設住宅（賃貸型、建設型）の提供等に時間を要し、避難所等での避難生活を余儀なくされている。**（建設型応急住宅の全戸完成まで：東日本大震災約10か月（宮城県）、熊本地震約7か月、能登半島地震約12か月）
- 将来発災が想定されている**首都直下地震や南海トラフ地震では、これまでより多くの応急仮設住宅が必要になると想定されている。**（東日本大震災約12万戸（実績）、首都直下地震最大約94万戸、南海トラフ地震最大約205万戸）
- 住宅は人々の生活を支える基盤であり、災害により住まいを失った**被災者の方が1日も早く生活を再建できるよう、速やかな応急仮設住宅の提供が求められている。**

## 現 状

- 賃貸型応急住宅（みなし仮設）については、**契約手続に時間が掛かっている**とみられる。
- 建設型応急住宅については、**建設用地や建設資材の確保などに時間を要している**ケースもみられる。
- 他の地方公共団体に避難し、応急仮設住宅に入居する場合について、**相当の時間を要するおそれがある。**

## 想定される課題

- 賃貸型応急住宅の契約手続について、**特定の行政機関に負荷が集中している**のではないかと。
- 建設型応急住宅の用地確保や資材確保の計画、作業員が円滑に作業を行うための拠点の確保など、**事前の準備が具体性に欠け、不十分**なのではないかと。
- 地方公共団体を超えた広域連携の枠組みはあるが、**役割分担や手続が不明確**になっているのではないかと。

## 調査の方向性

被害想定を踏まえた地方公共団体や民間団体等の取組状況や、国の支援状況等を調査し、**応急仮設住宅の円滑・迅速な提供等に資する方策を検討**

- ・ 被災者に応急仮設住宅等を迅速に提供するための関係機関等における役割分担の状況、入居手続の検討状況
- ・ 建設型応急住宅の早期建設に向けた事前の準備状況
- ・ 広域的かつ具体的な住宅確保のための取組の検討状況 等

## 別紙 1：関係法令等①

### 災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（救助の対象）

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、**都道府県知事**が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第2条の2 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、**当該救助実施市の長**が行う。

（救助の種類等）

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

一 避難所及び**応急仮設住宅の供与**

（二～五 省略）

六 **被災した住宅の応急修理**

（七～十 省略）

（事務処理の特例）

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、**その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。**

### 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）（抄）

（救助の程度、方法及び期間）

第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 防災基本計画（令和6年6月28日中央防災会議決定）（抄）

○ **国〔内閣府、国土交通省等〕及び地方公共団体は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努める**ことを基本とする。

## 別紙 2：関係法令等②

### 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）（抄）

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第2条 法第4条第1項第1号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

（一 省略）

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「**建設型応急住宅**」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「**賃貸型応急住宅**」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百八十八万三千元以内とすること。

(3)(4) 省略

(5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること

ロ 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（2）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ（6）と同様の期間とすること。

（被災した住宅の応急修理）

第7条 法第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

（一 省略）

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十一万七千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万八千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること

# 別紙3：近年の震災における住家の被害状況及び仮設住宅の供与状況等

		東日本大震災	平成28年熊本地震	令和6年能登半島地震	首都直下地震	南海トラフ地震
住家被害	全壊	122,050棟(注1)	8,667棟(注5)	6,461棟(注9)	約24万～61万棟(注14)	約94万～239万棟(注14)
	半壊	283,988棟(注1)	34,719棟(注5)	23,336棟(注9)	約67万棟(注14)	約169万～276万棟(注14)
応急仮設住宅	建設型	53,194戸(注2)	4,303戸(注5)	6,882戸(注10)	約8万戸以内(注14)	約84万戸以内(注14)
	賃貸型	68,645戸(注2)	15,925戸(注6)	4,471戸(石川県)(注11)	約86万戸(注14)	約121万戸(注14)
①発災年月日		平成23年3月11日(注1)	平成28年4月14日、16日(注5)	令和6年1月1日(注9)		
建設着工年月日(建設型応急住宅)		平成23年3月28日(宮城県)(注3)	平成28年4月29日(注7)	令和6年1月12日(注12)		
②全戸完成年月日(建設型応急住宅)		平成23年12月26日(宮城県)(注4)	平成28年11月14日(注5)	令和6年12月23日(注13)		
発災から全戸完成までの日数(②-①)		290日	214日(注8)	357日		

注1 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の被害状況(令和6年3月1日現在)」(令和6年3月8日総務省消防庁)による。

注2 「被災者の住まいの確保に関する検討課題等(主に応急仮設住宅・住宅の応急修理関係)」(被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ(第4回)資料2)による。

注3 「東日本大震災宮城の震災対応記録」のうち「応急仮設住宅の整備・運営」(宮城県ホームページ)において、「建設型応急住宅建設開始」と記載のある年月日を記載

注4 「東日本大震災における建設型応急住宅(プレハブ仮設住宅)の概要」(宮城県ホームページ)において、「6団地53戸の追加整備も含め最終的に406団地22,095戸(グループホーム型290戸含む。)全てが完成。」と記載のある年月日を記載

注5 「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」(平成31年4月12日18時00分現在内閣府)による。なお、本資料は、内閣府のホームページに掲載されている最新の数値である。

注6 「平成28年(2016年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」(平成31年4月12日18時00分現在内閣府)において、「民間賃貸住宅等を活用したみなし仮設住宅 決定通知済み件数」として記載のある件数を記載

注7 「特集1 平成28年熊本地震 - 内閣府防災情報のページ」(内閣府ホームページ)に基づき、最も早期に着工が開始された西原村の例を記載

注8 平成28年4月14日を起点に算出

注9 「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」(令和7年1月28日14時00分現在非常災害対策本部)による。

注10 「応急仮設住宅の進捗状況」(令和6年12月24日時点石川県)による。

注11 「令和6年能登半島地震における被害と対応」(令和7年1月国土交通省)に基づき、令和6年10月1日時点の石川県内における入居決定戸数を記載

注12 「応急仮設住宅の進捗状況」(令和6年12月24日時点石川県)の「着工予定」欄に記載のある年月日のうち、最も早期のものを記載

注13 「令和6年能登半島地震 復旧・復興のあゆみ」(石川県ホームページ)における資料「No.1(仮設住宅の完成)」(令和6年12月26日時点)による。

注14 「大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会論点整理」(平成29年8月29日公表大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会)による。